

新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
<p>(譲渡、相続、<u>合併又は分割</u>の場合における通関業の許可の効果)</p> <p>3-8 通関業について譲渡、<u>相続、合併又は分割</u>が行われた場合において、当該譲渡、<u>相続、合併又は分割</u>後、通関業を営もうとする者についての通関業の許可の要否の判定については、次による。</p> <p>なお、当該譲渡等により通関業の許可が消滅した者については、法第12条第3号《消滅の届出》の規定により遅滞なくその旨を届け出させる。</p> <p>(1) 新たな許可を要しない場合</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、既存の通関業の許可により引き続き通関業務を行うことができ、新たに許可を要しない。この場合において、営業所が増加することとなるときは、法第8条《営業所の新設》の規定に基づく営業所の新設許可が必要であることに留意する。</p> <p>イ 通関業者が通関業者の通関部門を譲り受けたとき。 ロ 通関業者が通関業者その他の者を吸收合併したとき。 ハ 通関業者が他の通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継したとき。</p> <p>(2) 新たな許可を要する場合</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、法第10条第1項《許可の消滅》の規定により既存の通関業の許可は消滅することとなるので、それぞれの行為をした者は新たに通関業の許可を受けることが必要である。</p> <p>なお、この場合においては、次のイの場合を除き登録免許税は、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第5条第13号《非課税登記等》の規定により非課税扱いとなるので、留意する。</p> <p>イ 通関業者でない者が通関業者の通関部門を譲り受けたとき。 ロ 通関業を相続したとき。 ハ 通関業者でない者が通関業者を吸收合併したとき。 ニ 通関業者と通関業者又は通関業者と通関業者でない者とが新設合併(当事会社が解散して行う新会社の設立)したとき。 ホ 通関業者でない者が通関業者の分割により通関業の全部又は一部を承継したとき。 ヘ 通関業者の分割により新たに設立された会社が通関業の全部又は一部を承継したとき。</p>	<p>(譲渡、相続、<u>合併等</u>の場合における通関業の許可の効果)</p> <p>3-8 通関業について譲渡、<u>相続又は合併</u>が行われた場合において、当該譲渡、<u>相続又は合併</u>後、通関業を営もうとする者についての通関業の許可の要否の判定については、次による。</p> <p>なお、当該譲渡等により通関業の許可が消滅した者については、法第12条第3号《消滅の届出》の規定により遅滞なくその旨を届け出させる。</p> <p>(1) 新たな許可を要しない場合</p> <p>次に該当する場合には、既存の通関業の許可により引き続き通関業務を行うことができ、新たに許可を要しない。この場合において、営業所が増加することとなるときは、法第8条《営業所の新設》の規定に基づく営業所の新設許可が必要であることに留意する。</p> <p>イ 通関業者が通関業者の通関部門を譲り受けたとき。 ロ 通関業者が通関業者その他の者を吸收合併したとき。</p> <p>(2) 新たな許可を要する場合</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、法第10条第1項《許可の消滅》の規定により既存の通関業の許可は消滅することとなるので、それぞれの行為をした者は新たに通関業の許可を受けることが必要である。</p> <p>なお、この場合においては、次のイの場合を除き登録免許税は、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第5条第13号《非課税登記等》の規定により非課税扱いとなるので、留意する。</p> <p>イ 通関業者でない者が通関業者の通関部門を譲り受けたとき。 ロ 通関業を相続したとき。 ハ 通関業者でない者が通関業者を吸收合併したとき。 ニ 通関業者と通関業者又は通関業者と通関業者でない者とが新設合併(当事会社が解散して行う新会社の設立)したとき。</p>

新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4－2 規則第1条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第2号に規定する「官公署の証明書」については、申請者（申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が法第6条第1号《欠格事由》の成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がないことを証明した東京法務局の登記官が交付する<u>証明書（「登記されていないことの証明書」をいう。）</u>並びに上記(3)のイからハまで及び同条第2号に該当しない旨の市区町村長の証明書の両方の提出を要する。</p> <p>ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として法第6条第1号及び第2号に該当しない旨のこれらの者の宣誓書等とする（この場合の宣誓書については、規則第1条第3号に規定する後記(5)の宣誓書により、同条第1号から第7号までにつき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていない旨を宣誓させるものとする。）。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(地域限定の場合等における基準適用の緩和)</p> <p>5－5 法第3条第1項《通関業の許可》の規定に基づき通関業の許可の申請があつた場合において、当該申請が次のいずれかに該当するものであるときは、前記5－1の基準の適用を緩和して差し支えない。</p> <p>(1) 申請に係る営もうとする通関業務が法第13条第1項各号《通関士の設置免除》の規定のいずれかに該当するものであるとき。</p> <p>(2) 申請者による既存の通関業者の吸収合併、既存の通関業者との<u>新設合併</u>若しくは既存の通関業者の通關部門の譲受けの場合、申請者が既存の通關業者の分割により通關業を承継する場合又は既存の通關業者の分割により新たに設立された会社である申請者が通關業を承継する場合であつて、かつ、その合併等により、資産内容及び収支の状況等が従来の通關業者に比べ強化、充実されることとなるとき。</p>	<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4－2 規則第1条《通関業許可申請書の添付書面》の規定の適用は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 第2号に規定する「官公署の証明書」については、申請者（申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が法第6条第1号《欠格事由》の成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がないことを証明した東京法務局の登記官が交付する<u>登記事項証明書並びに上記(3)のイ、ロ、ハ及び同条第2号に該当しない旨の市区町村長の証明書の両方の提出を要する。</u></p> <p>ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として法第6条第1号及び第2号に該当しない旨のこれらの者の宣誓書等とする（この場合の宣誓書については、規則第1条第3号に規定する後記(5)の宣誓書により、同条第1号から第7号までにつき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に取り扱われていない旨を宣誓させるものとする。）。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> <p>(地域限定の場合等における基準適用の緩和)</p> <p>5－5 法第3条第1項《通關業の許可》の規定に基づき通關業の許可の申請があつた場合において、当該申請が次のいずれかに該当するものであるときは、前記5－1の基準の適用を緩和して差し支えない。</p> <p>(1) 申請に係る営もうとする通關業務が法第13条第1項各号《通關士の設置免除》の規定のいずれかに該当するものであるとき。</p> <p>(2) 申請者による既存の通關業者の吸収合併、既存の通關業者との<u>新設合併</u>又は既存の通關業者の通關部門の譲受けが<u>確実</u>であり、かつ、その合併等により、資産内容及び収支の状況等が従来の通關業者に比べ強化、充実されることとなるとき。</p>

新旧対照表

(通関業法基本通達)

新	旧
<p>(欠格事由の審査方法)</p> <p>6－5 法第6条《欠格事由》に該当するかどうかの審査は、次により行う。</p> <p>(1) 第1号及び第2号の欠格事由については、規則第1条第2号《通関業許可申請書の添付書面》に規定する官公署の証明書として前記4－2(許可申請書の添付書面)の(4)に規定する<u>「登記されていないことの証明書」</u>及び市区町村長の証明書により確認を行う。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(通関士に審査及び記名押印をさせることができない場合の措置)</p> <p>14－2 通関業者が通關士の疾病その他の理由により審査が必要とされている通關書類につき、通關士による審査及び記名押印（「記名押印」は、電子情報処理組織による申告等にあつては、「通關士識別符号を使用させて申告等の入力」と読み替える。）をさせることができなくなった場合には、<u>直ちに</u>その旨を書面をもつて通關業監督官に届け出るよう指導する。</p>	<p>(欠格事由の審査方法)</p> <p>6－5 法第6条《欠格事由》に該当するかどうかの審査は、次により行う。</p> <p>(1) 第1号及び第2号の欠格事由については、規則第1条第2号《通關業許可申請書の添付書面》に規定する官公署の証明書として前記4－2(許可申請書の添付書面)の(4)に規定する<u>登記事項証明書</u>及び市区町村長の証明書により確認を行う。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(通關士に審査及び記名押印をさせることができない場合の措置)</p> <p>14－2 通關業者が通關士の疾病その他の理由により審査が必要とされている通關書類につき、通關士による審査及び記名押印（「記名押印」は、電子情報処理組織による申告等にあつては、「<u>通關士識別カード又は通關士識別符号</u>を使用させて申告等の入力」と読み替える。）をさせることができなくなった場合には、<u>直ちに</u>、通關業監督官にその旨を書面をもつて届け出るよう指導する。</p>